

平成23年12月

三重県警察政策大綱

改訂版

～「県民と共に築く安全で安心な三重」の実現を目指して～

三重県警察本部

三重県警察政策大綱の改訂に当たって

三重県警察政策大綱策定後1年が経過し、本年3月には東日本大震災による未曾有の被害が発生し、県内においても9月には紀伊半島大水害による死者及び行方不明者3名を含む大きな被害が発生し、県警察として新たな対策が求められているほか、サイバー空間における違法情報・有害情報の氾濫やサイバー空間を悪用した犯罪の増加、さらには、あらゆる犯罪の分野において構築されつつある犯罪インフラは治安に対する重大な脅威となっている。

また、刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、県民に強い不安を与える凶悪犯罪を始め、被害が拡大しやすい高齢者等を対象とした振り込め詐欺、女性や子どもを対象とした悪質な犯罪は依然として後を絶たず、交通事故死者数も減少傾向にあるものの、全死者数に占める高齢者や飲酒に起因する交通事故による死者数の割合は全国平均を上回っているなど、決して予断を許さない治安情勢にある。

こうした現下の厳しい治安情勢に対し、県警察を挙げて的確に対処していくため、大規模災害、サイバー犯罪、犯罪インフラに対する対策の強化など、必要な施策の見直しを行った。

職員にあっては、三重県警察政策大綱（改訂版）に掲げられた諸施策を着実に推進し、県警察の総力を発揮して「県民と共に築く安全で安心な三重」の実現に向けて邁進されたい。

平成23年12月



三重県警察本部長

斎藤 実

三重県警察政策大綱の策定に当たって

三重県警察政策大綱（以下「大綱」という。）は、「県民とともに築く安全で安心な三重」を実現するため、三重県警察が抱える喫緊の課題及び中長期的な視野から対処していく必要のある課題について、関係部門が部門の枠を超えて横断的に連携し、おおむね5年間を目途に戦略的かつ効果的に推進していく必要のある施策を体系的に整理したものである。

現代社会においては、個人と社会のつながりの希薄化や規範意識が低下する傾向にあると言われ、刑法犯認知件数は、平成14年の47,600件をピークに減少傾向にあるものの、平成21年は平成9年以前の平成初期（平成元年から平成8年までの平均値）と比べ、約1.4倍の高いレベルにあるほか、凶悪犯罪や高齢者をねらった悪質な振り込め詐欺事件等の発生が後を絶たない状況にある。また、交通事故死者数は、減少傾向にあるものの、平成22年は年当初から交通死亡事故が多発しており、憂慮すべき情勢にある。さらに、東海地震を始めとする巨大地震や地球温暖化の影響が指摘されている局地的集中豪雨（ゲリラ豪雨）などによる甚大な被害が危惧されているとともに、イスラム過激派による国際テロの発生も懸念されている。

こうした現下の厳しい治安情勢を踏まえ、大綱において、県警察が総合力を発揮して取り組むべき課題を「身近な犯罪に強い社会の構築」、「広域化する組織犯罪への対処」、「安全かつ快適な交通の確保」、「テロ・緊急事態等への対処」、「精強な初動警察態勢の確立」、「警察活動を支える基盤の整備」及び「県民の信頼にこたえる警察の確立」の7のカテゴリーに体系化し、推進すべき諸施策を網羅した。

職員にあつては、大綱に掲げる諸施策を着実に推進し、地域社会における絆の再構築と規範意識の向上等による治安再生を図ることにより、「県民とともに築く安全で安心な三重」の実現に向けて邁進されたい。

平成22年11月



三重県警察本部長

河合 潔

三重県警察政策大綱（改訂版）概要

【第1 身近な犯罪に強い社会の構築】

- 1 防犯ボランティア活動等の促進
- 2 犯罪に強いまちづくりの推進
- 3 県民が特に不安を感じる犯罪に係る対策の強化
- 4 子どもと女性の安全を守るための施策の推進
- 5 少年非行防止対策の推進
- 6 県民の目線に立った生活経済事犯等への対策の強化
- 7 安全なサイバー空間の確保

【第2 広域化する組織犯罪への対処】

- 1 水際対策の推進
- 2 犯罪収益対策の強化
- 3 暴力団対策等の強化
- 4 薬物対策等の強化
- 5 銃器対策等の強化
- 6 犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策の強化
- 7 組織的に敢行される各種事犯への対策

【第3 安全かつ快適な交通の確保】

- 1 交通死亡事故等抑止対策の推進
- 2 安全・安心な交通環境の整備
- 3 交通指導取締り等の強化
- 4 効果的な運転者対策の推進

【第4 テロ・緊急事態等への対処】

- 1 テロ等治安に重大な影響を及ぼす事象への対応
- 2 大規模災害等緊急事態への対応

【第5 精強な初動警察態勢の確立】

- 1 初動警察刷新強化
- 2 初動捜査の高度化
- 3 観光地等における各種事故への初動対応

【第6 警察活動を支える基盤の整備】

- 1 人的基盤の強化
- 2 物的基盤の強化
- 3 変化する社会情勢への対応

【第7 県民の信頼に応える警察の確立】

- 1 自浄能力強化による不祥事の防止と警察行政の透明性の確保
- 2 県民の理解と協力の確保
- 3 総合的な被害者支援の推進

この大綱改訂版は、現下の治安情勢を踏まえ、おおむね5年という中長期的視野に立って策定したものである。

大綱の改定に当たり、治安情勢の変化に伴う必要な施策・課題等目標の見直しを行うとともに、目標数値を平成27年又は平成27年度まで記載した。

なお、この大綱改訂版に網羅した諸施策の推進状況については、今後においても不断の検証を行うとともに、必要な見直しを図っていく。

【目 次】

第1 身近な犯罪に強い社会の構築

1 防犯ボランティア活動等の促進	1
(1) 防犯ボランティア団体に対する支援等の推進	1
ア 適時・的確な犯罪情報・地域安全情報の提供	1
イ 防犯パトロール用品の配布やパトロールへの同行指導等の実施	2
ウ 防犯ボランティア活動の好事例等の情報共有及び防犯ボランティア活動への参加促進	2
エ 表彰等を通じた防犯ボランティア団体等の士気の高揚	3
オ 住民ニーズの把握と各種団体との連携	3
(2) 関係機関等による防犯ボランティア活動に対する支援の促進	3
ア 生活安全条例の制定促進	3
イ 各種補助金制度等の情報提供	4
ウ (社)三重県防犯協会連合会等による支援の促進	4
(3) 企業等による自主的な犯罪抑止対策の促進	4
ア 企業のCSR活動の促進等	4
2 犯罪に強いまちづくりの推進	5
(1) 官民協働による犯罪の起きにくいまちづくりの推進	5
ア 重層的な防犯ネットワークの構築	5
イ 適時・的確な犯罪情報・地域安全情報の提供(再掲)	5
ウ 地域社会の規範意識の向上と絆の強化	6
エ 安全・安心まちづくりの推進	6
オ 繁華街対策の推進	6
カ 適正な警備業行政及び探偵業行政の推進	7
キ セーフコミュニティ認証制度等犯罪の起きにくいまちづくりの調査研究	7
(2) 犯罪者を生まない社会づくりの推進	7
ア 孤立し疎外感を持った若者等に対する支援の推進	7
イ 仮釈放者等に対する保護観察所への協力	8
ウ 出所者情報の共有と効果的な活用	8
(3) 多文化共生に向けた社会づくりの促進	9
ア 住民のニーズの把握と各種団体との連携	9
イ 外国人支援施策の検討のための枠組みの設置	9
ウ 外国人少年に対する非行防止教室等の開催	10
エ 外国人運転者対策の推進	10
(4) 犯罪に強い防犯建物部品の普及推進	10
ア 関係機関・団体等と連携した広報啓発活動の推進	10
イ 防犯教室等を通じた普及促進	11
(5) 学校等における防犯活動の推進	11
ア 学校が行う不審者侵入時の対応訓練への協力	11
イ 被害防止教室の開催や地域安全マップの作成への協力	11
ウ 学校や通学路周辺における街頭活動の強化	12

(6) 地域に密着した警察活動の強化	12
ア 機動警察力の総合的な運用の強化	12
イ 県民の体感治安を改善するための街頭活動の強化	13
ウ 街頭における検挙その他取締活動の強化	13
エ 常時警戒力の確保	13
オ 住民のニーズの把握と各種団体との連携	14
カ 多角的な実態把握活動の推進	14
キ 適切な行方不明者発見活動及び保護業務の推進	14
ク 高齢者虐待への適切な対応	15
3 県民が特に不安を感じる犯罪に係る対策の強化	16
(1) 凶悪犯等重要犯罪対策の強化	16
ア 迅速・的確な初動捜査と現場検挙活動の推進	17
イ 未解決重要事件等に対する捜査の強化	17
ウ 適正な銃砲刀剣類及び火薬類行政の推進	17
エ 県民の体感治安を改善するための街頭活動等の強化	18
オ 金融機関やコンビニエンスストアに対する防犯指導等の徹底	18
カ 被害防止教室の開催や地域安全マップの作成への協力（再掲）	19
キ 機動警察力の総合的な運用の強化	19
(2) 身近な窃盗事犯対策の強化	19
ア 自動車盗難防止装置の普及及び盗難車両に関する情報共有の推進・効率化	20
イ オートバイ及び自転車の盗難防止対策等の促進	21
ウ 車上狙い・部品狙い対策の推進	22
エ 空き巣、忍込み等侵入窃盗対策の推進	23
オ ひったくり防止対策の推進	23
カ 万引き防止対策の推進	24
キ 効果的な盗品捜査の推進	25
ク 自動車利用犯罪者対策の強化	25
ケ 街頭における検挙その他取締活動の強化	25
コ 適正な古物営業及び質屋営業行政の推進	26
(3) 振り込め詐欺対策の強化	26
ア 振り込め詐欺に係る情報の収集・集約・共有・活用の強化	26
イ 振り込め詐欺の徹底検挙	27
ウ 携帯電話、預貯金口座等の犯罪への利用の遮断	28
エ 振り込め詐欺に係る「道具屋」の徹底検挙	28
オ 反復・継続的な広報啓発活動の推進	29
カ 水際における被害防止対策の推進	29
キ 関係機関・団体・事業者との連携の強化	30
(4) 告訴・告発の適正な取扱い及び迅速・的確な捜査の推進	30
ア 適正な取扱い及び迅速・的確な捜査の推進	30
4 子どもと女性の安全を守るための施策の推進	33
(1) 子どもと女性を犯罪被害から守る対策の推進	33
ア 適時・的確な犯罪情報・地域安全情報の提供（再掲）	33

イ	企業のCSR活動の促進等（再掲）	33
ウ	被害防止教室の開催や地域安全マップの作成への協力（再掲）	34
エ	出所者情報の共有と効果的な活用（再掲）	34
オ	性犯罪の前兆事案に対する先制・予防的活動の推進	34
カ	鉄道施設内における活動の活性化	35
キ	学校や通学路周辺における街頭活動の強化（再掲）	35
ク	県民の体感治安を改善するための街頭活動等の強化	36
ケ	街頭における検挙その他取締活動の強化	36
(2)	ストーカー・配偶者からの暴力対策の推進	36
ア	事案の特性を踏まえた組織的な対応の推進	36
イ	被害者の安全確保と積極的な事件化	37
ウ	関係機関との緊密な連携及び情報共有の強化	38
(3)	児童虐待防止対策の推進	38
ア	児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底	38
イ	児童の保護に向けた関係機関との連携の強化	38
ウ	厳正な捜査と被害児童への支援	39
エ	情報の集約と組織としての的確な対応	39
(4)	児童ポルノ事犯を始めとする福祉犯対策の推進	40
ア	児童ポルノ事犯を始めとする福祉犯取締りの強化	40
イ	福祉犯被害防止対策の推進	41
ウ	適正な風俗営業行政の推進	41
エ	効果的な出会い系サイト規制法の運用	42
(5)	少年を取り巻く有害環境浄化対策の推進	42
ア	関係機関・団体等と連携した各種取組の推進	42
イ	関係事業者による自主規制を促進する取組の推進	43
ウ	関係法令の積極的活用による取締りの強化	43
エ	適正な風俗営業行政の推進（再掲）	43
5	少年非行防止対策の推進	45
(1)	少年の規範意識の向上を図る施策の推進	45
ア	非行防止教室及び薬物乱用防止教室の開催	45
イ	街頭における検挙その他取締活動の強化	45
(2)	地域社会で少年を見守る活動の推進	45
ア	少年及び保護者に対する相談活動の強化	45
イ	少年警察ボランティア活動の活性化	46
(3)	少年の立ち直り支援活動の推進	46
ア	非行少年の立ち直り支援活動の推進	47
イ	被害少年の立ち直り支援活動の推進	47
(4)	不良行為少年の早期発見・早期措置の推進	48
ア	街頭補導活動の強化による不良行為少年等の早期発見・早期措置	48
イ	少年警察ボランティア活動の活性化（再掲）	48
(5)	厳正かつ的確な捜査及び非行集団対策の推進	49
ア	少年の特性に配慮した少年事件捜査等の推進	49
イ	非行集団及びその活動に関与する暴力団の取締り強化	49

ウ	総合的な暴走族対策の推進	49
エ	多角的な実態把握活動の推進	50
6	県民の目線に立った生活経済事犯等への対策の強化	51
(1)	生活経済事犯取締りの強化	51
ア	悪質商法の被害防止及び取締りの強化	51
イ	ヤミ金融事犯取締りの強化	52
ウ	知的財産権侵害事犯取締りの強化	52
エ	その他県民生活を脅かす生活経済事犯取締りの強化	53
オ	住民ニーズの把握と各種団体との連携	54
(2)	保健衛生関係事犯取締りの強化	54
ア	食の安全に係る事犯取締りの強化	54
イ	その他県民生活を脅かす保健衛生関係事犯取締りの強化	55
(3)	秩序違反関係事犯取締りの強化	55
ア	県民の身近で発生する秩序違反関係事犯取締りの強化	55
イ	街頭における検挙その他取締活動の強化	56
ウ	鉄道施設内における活動の活性化（再掲）	56
7	安全なサイバー空間の確保	57
(1)	部門横断的な取組と新たな捜査手法の積極的な活用等の推進	57
ア	関係部門間の更なる連携強化のための体制の構築と総合的な対策の推進	57
イ	新たな捜査手法を駆使した取締りの強化	57
(2)	違法・有害情報対策の推進	57
ア	インターネット上の違法・有害情報から少年を守る対策の推進	57
イ	情報モラル教育及び広報啓発活動の推進	58
ウ	携帯電話の適切な利用のための環境整備の推進	58
(3)	サイバー犯罪対策の推進	58
ア	官民連携によるサイバー犯罪対策の推進	59
イ	情報セキュリティに関する知識及び対策の普及啓発活動の推進	59
ウ	サイバー犯罪取締りの強化	60

第2 広域化する組織犯罪への対処

1	水際対策の推進	61
(1)	関係機関と連携した密輸入対策等の推進	61
ア	盗難自動車等の不正輸出の防止	62
イ	薬物・銃器の密輸入に対する監視取締り及び情報収集の強化	62
ウ	税関等の国内関係機関、民間との情報交換の強化	62
エ	都道府県警察相互間の情報共有及び分析	62
(2)	関係機関等との連携による沿岸警戒の強化	62
ア	沿岸住民、漁業・港湾関係者等からの情報収集	62
イ	機動警察力の総合的運用の強化	63
2	犯罪収益対策の強化	64
(1)	マネー・ローンダリング対策等の推進	64
ア	マネー・ローンダリング事犯に対する取締りの強化	64
イ	疑わしい取引に関する情報分析能力の強化	64

(2) 犯罪組織からの収益の剥奪・収益ルートの遮断	64
ア 犯罪による収益の追跡・剥奪の推進	64
イ 税務当局等関係機関との連携強化及び各種法令に基づく課税・没収・追徴等の活用推進	65
3 暴力団対策等の強化	66
(1) 暴力団の実態解明の推進	66
ア 暴力団等組織犯罪情報の集約・分析	66
イ 情報官制度等による暴力団等組織犯罪情報の相互活用の推進	66
ウ 多角的な実態把握活動の推進	66
(2) 暴力団の社会からの孤立化の推進	66
ア 三重県暴力団排除条例に基づく暴力団排除に係る総合的施策の推進	67
イ 各種業、各種取引における暴力団排除	67
ウ 行政対象暴力対策の推進	67
エ 住民ニーズの把握と各種団体との連携	68
(3) 暴力団に対する資金源対策の強化	68
ア 税務当局等関係機関との連携強化及び各種法令に基づく課税・没収・追徴等の活用推進	68
イ 暴力団共生者の実態解明及び取締りの強化	68
ウ 暴力団関係事件による被害回復の支援活動の推進	69
(4) 暴力団に対する取締りの強化	69
ア 弘道会に対する取締り強化	69
イ 組織的犯罪処罰法を含むあらゆる法令及び捜査手法を駆使した取締りの強化	70
ウ 街頭活動と取締りの強化	70
(5) 暴力団への加入防止と暴力団からの離脱促進のための取組の強化	70
ア 暴力団対策法を始めする法令の積極的な活用	70
イ 離脱者に対する就労支援の強化	71
4 薬物対策等の強化	72
(1) 薬物犯罪に対する取締りの強化	72
ア 薬物犯罪組織の実態解明の推進及び密輸・密売組織の壊滅に向けた取組の強化	72
イ 通信傍受、クリーン・コントロールド・デリバリー等の高度な捜査手法の活用	72
ウ 末端乱用者等の徹底検挙	72
エ 街頭活動と取締りの強化	72
(2) 薬物乱用防止に向けた取組の推進	73
ア 学校・教育委員会等と連携した薬物乱用防止教室の推進	73
イ 麻薬・覚せい剤乱用防止センター等と連携した薬物乱用防止教育認定講師養成への支援	73
5 銃器対策等の強化	74
(1) 銃器犯罪に対する取締りの強化	74
ア 犯罪組織による銃器管理の実態解明と銃器の摘発	74
イ 通信傍受、クリーン・コントロールド・デリバリー等の高度な捜査手法の活用	74
ウ 街頭活動と取締りの強化	74

(2) 危険物等関係事犯取締りの強化	74
ア 銃砲刀剣類関係事犯取締りの強化	75
イ 火薬類関係事犯取締りの強化	75
ウ 狩猟関係事犯取締りの強化	76
エ その他危険物関係事犯取締りの強化	76
オ 適正な銃砲刀剣類及び火薬類行政の推進	76
(3) 広報啓発活動の推進	77
ア 古式銃、軍用拳銃、違法なモデルガン等を発見・押収するための広報活動の推進	77
イ けん銃110番報奨制度に関する広報活動の推進	77
6 犯罪のグローバル化への対応・犯罪インフラ対策の強化	79
(1) 部門横断的な取組の推進	79
ア 犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策室等の多角的な運用	79
(2) 国際組織犯罪対策の強化	79
ア 犯罪インフラ事犯の摘発など組織犯罪対策の推進	79
イ 犯罪行為を支援している人的かつ資金的ネットワークやインフラの解体	80
ウ ヤード等盗難車両の不正輸出防止対策の推進	80
エ 国際組織犯罪に対する捜査体制の整備	80
オ 不法滞在者の摘発強化と不法入国等及びこれらを助長する犯罪等取締りの強化	80
カ 人身取引事犯対策の推進	80
(3) 情報の収集・共有及び分析能力の強化	81
ア 実態解明班による情報収集等の推進	81
イ 組対システムの効果的活用による情報分析等の強化	81
(4) 外国人集住地域総合対策の推進	81
ア 関係行政機関等との協調	81
イ 実態把握の推進	82
ウ 多角的な実態把握活動の推進	82
(5) 犯罪インフラ事犯に対する取締りの強化	82
ア 犯罪インフラ事犯・犯罪インフラ利用事犯の取締りの強化	82
(6) 犯罪インフラを生まないための環境づくりの推進	83
ア 関係行政機関・事業者等との連携	83
イ 県民の協力を得るための活動の推進	83
7 組織的に敢行される各種事犯への対策	84
(1) 広域犯罪捜査力の強化	84
ア 積極的な合同・共同捜査の推進	84
イ 西東海広域捜査隊の効果的な活用	84
ウ 広域的に敢行されるカード犯罪、通貨偽造犯罪等犯罪の検挙	84
(2) 環境犯罪取締りの強化	85
ア 廃棄物関係事犯取締りの強化	85
イ 公害関係事犯取締りの強化	86
ウ 住民ニーズの把握と各種団体との連携	86
エ 多角的な実態把握活動の推進	86

(3) 風俗・雇用関係事案等取締りの強化	87
ア 違法風俗店等取締りの強化	87
イ 売春関係事犯取締りの強化	88
ウ 外国人労働者に係る雇用関係事犯取締りの強化	88
エ 適正な風俗営業行政の推進（再掲）	89
オ 多角的な実態把握活動の推進	90
(4) 知能犯捜査力の強化	90
ア 構造的不正の追及の強化	90
イ 構造的知能暴力事件に対する総合的な取組の推進	90

第3 安全かつ快適な交通の確保

1 交通死亡事故等抑止対策の推進	91
(1) 高齢者等の交通事故抑止対策の推進	91
ア 高齢者、子どもに対する交通安全教育等の推進	92
イ 交通教育指導員等による交通安全教育の充実	92
ウ 反射材の活用促進	93
エ 交通ボランティア活動後継者等の育成	93
オ 交通事故分析の充実と情報提供の推進	94
カ 多角的な実態把握活動の推進	94
(2) 飲酒運転根絶対策の推進	94
ア 飲酒運転取締りの強化	94
イ 常習飲酒運転者対策の推進	95
ウ 飲酒運転に係る県民の規範意識の確立	95
エ 自動車運転代行業の健全育成	95
(3) シートベルト着用対策の推進	96
ア シートベルト取締りの強化	96
イ 幼稚園等と連携した啓発活動の推進	96
ウ シートベルト全席着用運動の展開	96
(4) 速度抑制対策の推進	97
ア 速度違反取締りの強化	97
イ 速度抑制の啓発・教育の推進	98
ウ 道路管理者と連携した交通安全施設の整備	98
2 安全・安心な交通環境の整備	99
(1) 交通安全施設の効果的かつ効率的な整備と維持管理	99
ア 交通安全施設の計画的な更新	99
イ 交通安全施設管理システムの整備	99
ウ 事故多発箇所等対策の推進	100
エ 交通弱者に配慮した交通安全施設の整備	100
(2) より合理的な交通規制の実施	100
ア 各種交通規制の継続的な点検・見直し	101
イ 信号機運用の点検・見直し	101

(3) 交通管制システムの充実	101
ア 信号制御機能の高度化	101
イ 交通情報収集・提供機能の強化	102
(4) 高速道路における安全対策の推進	102
ア 交通量の変化、高速道路の延伸等に対応した対策の推進	103
イ 道路管理者と連携した安全対策の推進	104
3 交通指導取締り等の強化	105
(1) 効果的な交通指導取締りの推進	105
ア 悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点指向した交通指導取締りの推進	105
イ 総合的な暴走族対策の推進（再掲）	105
ウ 街頭における指導取締りの強化	106
(2) 緻密な交通事故事件捜査の推進	106
ア 適正かつ科学的な交通事故事件捜査の推進	107
イ 適切な被害者支援の推進	108
4 効果的な運転者対策の推進	109
(1) 悪質・危険運転者対策の推進	109
ア 厳正かつ迅速な行政処分の実施	109
イ 常習飲酒運転者対策の推進	109
(2) 高齢運転者対策等の推進	110
ア 講習予備検査の適正な実施	110
イ 効果的な高齢者講習の実施	110
ウ 高齢運転者支援の推進	111
エ 外国人運転者対策の推進	111
オ 障がい者等に対する適切な施策の推進	111

第4 テロ・緊急事態等への対処

1 テロ等治安に重大な影響を及ぼす事象への対応	113
(1) 地域住民の理解と協力を基盤とした総合的なテロ対策の推進	113
ア 地域住民と連携した対策の推進	113
イ 爆発物原料販売事業者等に対する管理者対策の推進	114
ウ 宿泊施設等に対する管理者対策の推進	114
エ インターネットカフェ等の事業者に対する管理者対策の推進	114
オ 多角的な実態把握活動の推進	114
(2) 国際海港対策の推進	115
ア 港湾危機管理担当官を中心とした水際危機管理体制の強化	115
イ 国際海港等による警戒の強化	115
(3) 情報収集の強化及び違法行為の検挙	115
ア 国際テロ組織等に関する幅広い情報の収集と分析	115
イ 国際テロ組織等に対する違法行為の徹底検挙	115
(4) 情勢を踏まえた警戒警備の強化	116
ア 情勢を踏まえた警護警備等の推進	116
イ 重要施設等に対する警戒警備の強化	116
ウ 公共交通機関に対する警戒警備の強化	116

(5) サイバーテロ・サイバーインテリジェンス対策の推進	117
ア 重要インフラ事業者との連携の強化	117
イ 事案発生時の的確な対応	117
(6) 対日有害活動等への対応	117
ア 対日有害活動の実態把握と違法事案の摘発	117
イ 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出取締りの強化	118
ウ 拉致容疑事案等の関連情報の収集	118
2 大規模災害等緊急事態への対応	119
(1) 警備計画等の見直し	119
ア 実態に即した警備計画等の継続的な見直し	119
(2) 関係機関との連携の強化	120
ア 防災関係機関との緊密な連携と情報共有	120
イ 効果的な訓練の推進	121
(3) 部隊の対処能力の強化	121
ア 機能別部隊の現場執行力の強化	121
イ 広域緊急援助隊の練度の向上	121
ウ 装備資機材の整備と適正な運用	122
エ 機動警察力の総合的運用の強化	122

第5 精強な初動警察態勢の確立

1 初動警察刷新強化	123
(1) 意識改革の徹底	123
ア 通信指令を中心とする初動警察刷新強化の重要性に関する意識改革の徹底	123
(2) 通信指令機能の強化	124
ア 緊急通報への的確な対応	124
イ 通信指令への情報の集約及び関係部門との連携強化	125
ウ 通信指令システムの強化	125
エ 警察署通信室の機能強化	126
オ 通信指令を担う人材の育成	127
(3) 初動警察における事案対応能力の強化	127
ア 警察署当直の事案対応能力の強化	127
イ 警察機動力の連携強化	128
ウ 無線の効果的活用等	128
エ 実戦的総合訓練の推進	128
2 初動捜査の高度化	130
(1) 組織の総合力を発揮した初動捜査の推進	130
ア 関係部門が連携した初動捜査の推進	130
(2) 客観的な証拠の収集方法の整備強化	130
ア 鑑識体制の充実・強化による現場鑑識活動の徹底	130
イ 現場鑑識能力の向上等	131
ウ 資機材等の活用及び施設整備の充実に向けた対応	132
エ 科学捜査力の充実・強化	133
オ 鑑定体制の充実・強化及び鑑識鑑定官等の育成	134

(3) 適正な死体取扱業務の推進	134
ア 死因究明体制の強化	134
イ 検視支援装備資機材の整備	135
(4) 犯罪の追跡可能性の拡充	135
ア 犯罪の痕跡の確実な記録と迅速・的確な犯罪捜査への協力確保	135
イ 県民からの情報提供の促進	136
ウ 車両捜査支援システムの一層の整備・活用	137
エ 情報分析支援システム（C I S - C A T S）の効果的活用の推進	137
オ 犯罪者プロファイリングを活用した総合的な情報分析の推進	137
3 観光地等における各種事故への初動対応	139
(1) 水難及び山岳遭難対策の推進	139
ア 救助体制の確立と救助技術の向上	139
イ 救助活動用装備資機材の整備	139
ウ 関係機関・団体との連携	139
エ 遭難防止のための広報啓発活動の推進	140
(2) 突発的に生じる群衆の滞留・混乱による雑踏事故等対策の推進	140
ア レジャー施設等に係る実態把握の推進	140
イ 事故発生に備えた初動体制の確立	141
ウ 装備資機材の整備	141

第6 警察活動を支える基盤の整備

1 人的基盤の強化	143
(1) 警察官の増員等	143
ア 警察官の増員	143
イ 交番相談員の体制の確保	145
(2) 現場執行力の強化に向けた教養・訓練の推進	145
ア 実戦的総合訓練の推進	145
イ 指導体制の充実・整備による職務質問技能の向上	146
ウ 執行力を備えた若手地域警察官の育成	146
エ 柔道・剣道等術科訓練の充実強化	147
オ 若手専務員育成制度の構築	147
カ 特殊事件の捜査技術向上に向けた実戦的訓練の反復実施	148
(3) 人事交流の推進	148
ア 警察庁、都道府県警察等との人事交流の推進	148
イ 職務質問技能指導制度に基づく短期派遣研修等の実施	148
ウ 検察庁研修の実施及び勉強会の開催	149
(4) 士気高揚のための適正な評価・処遇等	150
ア 職員の勤務成績を踏まえた給与処遇への反映	150
イ ライフサイクルプラン作成の支援と生活相談の利用促進	150
ウ 病気休暇及び病気休職に係る通算制度の運用	151
エ 大量退職期における適正な昇任管理	152
オ 適時適切な表彰賞揚の実施	152
カ 訟務事案への的確な対応	152

(5) 優秀な人材の確保	153
ア 積極的な採用募集活動の推進	153
イ 資質を重視した採用の推進	153
ウ 専門的知識、技能等を有する者の採用の推進	154
(6) 組織的な健康管理対策の推進	154
ア こころの健康づくりや生活習慣病対策の推進	154
イ 過重勤務による健康障害防止対策の推進	155
2 物的基盤の強化	157
(1) 治安関係施設等の整備	157
ア 計画的な警察署等建て替え整備の推進	157
イ 警察職員宿舍の計画的な整備	157
(2) 現場執行力の強化に向けた装備資機材等の開発及び整備	158
ア 最前線車両の整備と機能の高度化	158
イ 現場対応装備資機材の整備	159
ウ 現場の声を活かした装備資機材の開発及び実用化	159
(3) 警察の情報通信システムの整備	159
ア 利用者ニーズに基づく実効ある情報システムの構築	159
イ 情報システム利用者に対する実践的な教養の推進	160
ウ 地域警察デジタル無線システムの整備	161
エ 機動警察通信隊との効果的な連携	161
オ 通信指令システムの強化（再掲）	162
カ ヘリテレシステムの効果的な運用	162
3 変化する社会情勢への対応	164
(1) 新たな警察事象等に対応可能な組織の構築と運営	164
ア 時代のニーズに即応可能な組織の構築	164
イ 効果的かつ効率的な組織運営のための大綱方針に関する調査研究	165
ウ 治安情勢等を踏まえた交番・駐在所の再編整備	166
エ 交番相談員の効果的な運用	166
(2) 治安情勢の変化に応じた有効な捜査手法等の検討	167
ア 多角的な証拠の分析に基づく新たな捜査手法の展開	167
イ 証拠物件等管理システム（仮称）の構築	167
(3) 司法制度改革等への的確な対応	168
ア 裁判員裁判への的確な対応	168
イ 取調べ適正化の推進	169
ウ 適正な留置業務の推進	169

第7 県民の信頼にこたえる警察の確立

1 自浄機能強化による不祥事の防止と警察行政の透明性の確保	171
(1) 職務倫理意識の高揚と監察機能の充実強化	171
ア 職員の職務倫理意識高揚対策の推進	171
イ 厳正な監察の実施	172
ウ 適正な懲戒処分の実施	172

(2) 適正な会計経理の保持	173
ア 厳正かつ重点的な予防的内部監査の実施	173
イ 会計経理に関する職員教養の強化	174
(3) 情報セキュリティ対策の推進	174
ア 職員の規範意識高揚対策の推進	174
イ 情報流出等の防止に向けた利用環境の整備と適正な運用管理	174
(4) 職務執行に対する苦情への的確な対応	174
ア 苦情に対する迅速・適切な措置	174
イ 指導・教養の実施	175
(5) 情報公開の推進	175
ア 情報公開制度の適正な運用	175
イ 積極的な情報公表・提供の推進	175
2 県民の理解と協力の確保	176
(1) 警察署協議会の活性化	176
ア 住民の意見・要望の的確な把握	176
イ 地域実態に応じた意見・要望の警察署業務運営への反映	177
ウ 警察署協議会による自主的な活動及び警察署等との協働取組の推進	177
(2) 警察安全相談の充実	177
ア 相談業務の組織的管理の徹底	177
(3) 積極的な広報の推進	178
ア 積極的かつ継続的な情報発信	178
イ 各種広報媒体の活用	178
3 総合的な被害者支援の推進	179
(1) 犯罪被害者等の立場に立ったきめ細かな被害者支援の充実	179
ア 犯罪被害者等の負担の軽減を図る支援活動の推進	179
イ 犯罪被害給付制度の的確な運用	179
ウ 「三重県警察犯罪被害情報総合管理システム」の適正な運用	180
エ 再被害防止対策の推進	180
オ 被害少年の立ち直り支援活動の推進（再掲）	181
カ 暴力団等から危害を受けるおそれがある者に対する保護対策の徹底	181
(2) 民間支援団体等と連携した活動の推進	181
ア 民間支援団体等と連携した施策の推進	182
イ 学生を対象とした普及・啓発活動の推進	182
「三重県警察政策大綱」施策体系	183